

第67回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成28年11月18日(金)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成28年11月18日(金)午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成28年11月18日(金)午後3時17分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別
定数40名 出席39名 欠席 1名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	板野 實	出席	21	藤原 秀正	出席
職務代理	柴田 一郎	出席	22	井上 利明	出席
3	須々木 昭孔	出席	23	五賀 栄一	出席
4	小橋 秀臣	出席	24	安田 久子	出席
5	横山 勇	出席	25	賀門 義和	出席
6	河本 和彦	出席	26	久山 優	出席
7	齊藤 武彦	出席	27	荒井 隆文	出席
8	蜂谷 邦生	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
9	池上 克己	出席	29	宮武 博	欠席
10	川上 敬三	出席	30	左山 秀夫	出席
11	高木 友好	出席	31	船橋 文雄	出席
12	中尾 稜	出席	32	北村 公茂	出席
13	遠藤 茂	出席	33	小林 弘幸	出席
14	林 健二	出席	34	山本 正三	出席
15	北山 晴夫	出席	35	岩藤 佐知子	出席
16	西山 國忠	出席	36	人見 清	出席
17	二宮 万太郎	出席	37	脇本 忠正	出席
18	安信 政志	出席	40	中野佐都子	出席
19	佐藤 康彦	出席	41	吉本 賢二	出席
20	信定 知福	出席	42	田尻 祐二	出席

6 農業委員以外の出席者

事務局 局長 山神 一正 参事 箕浦 勝宏 次長 真田 明彦
 課長 万代 幸男 副専門監 浦田 隆次 課長補佐 佐藤 孝司
 係長 難波 仲広 副主査 原田 実

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 転用事業計画変更承認申請について
- (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
- (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について（事務局長専決）
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について（事務局長専決）
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 - (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成28年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

13番：遠藤 茂 27番：荒井 隆文

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第67回総会を開会します。（あいさつ）

議 長 議事録署名委員を指名します。13番 遠藤 茂委員、27番 荒井 隆文委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。

難波係長 （議案訂正等の説明）

（10月は諮問案件なし）（平成28年2月締め農振除外申し出分の許可は、除外の完了を待っている状態）

議 長 第1号議案、農地関係申請等についてを上程します。申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 1ページ1番、受人は、北区宿に居住し、約38アールの農地を耕作する農業者で、増反により宿の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は中区乙多見に居住し、約1.7ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により矢坂本町の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、受人は田原に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、母親からの受贈により田原の田及び畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番と5番は受人が同じですので、同時に説明します。受人は大窪に居住し、11月からの利用権で約28アールの耕作権を得ています。今回同時に福谷の畑を取得する申請をしたものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、また許可後下限面積40アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番と7番も受人が同一ですので、同時に説明します。受人は伊島北町に居住していますが、この度新規に就農するため、6番では万成東町の田を3年間使用貸借し、7番では矢坂西町の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、また許可後下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から7番までの7件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 8番、受人は大井に居住し、約13.1ヘクタールの農地を耕作する農業

者ですが、増反により大井の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は御津金川に居住し、約42ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により東花尻の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は新庄上に居住し、約99アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により新庄上の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 8番から10番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 11番、受人は御津高津に居住し、約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、兄からの受贈により御津高津の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ12番、受人は現在中区下に居住していますが、この冬に、御津新庄に移住し、御津新庄の田・畑を取得して新規に営農を行うものです。

営農計画書によると、邑久町の農地所有適格法人で一年間農業のノウハウを学び、その後5年間、農地を借りて水稻の無肥料・無農薬栽培を行っていたとのこと。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積40アールを超えることから、許可要件

をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は建部町吉田に居住し、約68アールの農地を耕作する農業者ですが、母親からの受贈により建部町吉田の田・畑を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は建部町市場に居住し、約64アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により建部町市場の畑を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 11番から14番までの4件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

荒井委員退室

原田副主査 15番、受人は東畦に居住し、約27.5ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反及び借入地の取得により東畦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は内尾に事務所を置き、約93アールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により内尾の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、適格法人の要件を満たすこと、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は玉野市北方に居住し、約33アールの農地を耕作する農業者で、増反により宮浦の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 15番から17番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(1)は、中・中央地区1番から南区17番までの17件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(1)についてはそのように決定いたします。

荒井委員入室

議 長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 3ページ1番、5条申請6番と同時申請です。転用目的は農家住宅です。平成28年2月締めで農振除外の申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。

申請人は大安寺西町に家族5人で居住し、約16アールの農地を耕作していますが、現住居が老朽化し、建て替えも困難なため、住居地を売却し、農地の管理・運用しやすい申請地に、息子と共同で農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番の1件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 2番、転用目的は自己住宅です。平成28年2月締めで農振除外の申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請者は徳島県吉野川市の借家に家族

4人で居住しており、所有する約45アールの農地の管理は祖父がしていました。子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、また祖父が高齢になったことや岡山への転職の予定があり、今後自身で耕作していくため、自己所有の申請地を耕作の拠点として自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅であり、自己所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 2番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(2)は、中・中央地区1番と南区2番の2件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 4ページ1番、転用目的は露天資材置場、露天駐車場です。申請人は、津高で建設業を営んでいますが、従業員が増え手狭になったため、また津高に所有する資材置場に新社屋を建築する予定で、資材置場及び駐車場が不足するため、申請地を取得し、露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとするものです。

申請地は、資機材を置ける必要面積が確保できること、国道や県道に近く、岡山市内の現場へ搬送する上で利便性が高いこと、近隣に住居が少なく周辺の住環境への影響が少ないことなどから適地と判断したものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、資機材の量や土地の利用計画から必要やむを得ないものと判断されます。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は自己住宅です。平成28年2月締めで農振除外申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請人は津高の所有するマンションに家

族4人で住んでいます。この度両親の面倒を見る必要があり、同居することになりましたが現住居では手狭なため、マンションを売却し、妻の通勤しやすく、子どもの保育園の送り迎えがしやすい申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は農業用倉庫・農業用車庫です。申請人は福谷に居住し、約75アールの農地を耕作する農業者で、自己の住宅から近い申請地を取得し、農業用倉庫及び農業用車庫を建築しましたが、農地法の手続きを取っていなかったことから、この度是正のため申請を行ったものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は分家住宅です。平成28年2月締めで農振除外申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請人は尾上の借家に家族3人で住んでいます。子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、実家に近い母の所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅であり、親の土地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は露天駐車場、露天資材置場です。平成28年2月締めで農振除外申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請人は栢谷で道路・標識設置等の工事業を営んでいます。業務用車両と従業員用の駐車場が手狭になったため、事務所兼住宅の隣接地である申請地を取得し、露天駐車場及び露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、地域センターから500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は農家住宅です。3ページ4条申請1番と同一案件です。平成28年2月締めで農振除外申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。

申請人は大安寺西町に家族5人で居住し、約16アールの農地を耕作していますが、現住居が老朽化し、建て替えも困難なため、住居地を売却し、農地の管

理・運用しやすい申請地に、渡人である父親と共同で農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりか10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の協議の様様をお願いします。

須々木委員 1番から6番までの6件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで全件許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 前回保留7番、転用目的は駐車場への進入路です。申請人は本社を広島県安芸郡坂町に置き、申請地近隣で流通業務施設を営んでいます。当該法人は業績が順調に伸びており、この度新しく流通業務施設を設置することにしました。建設にあたり、従業員や車両の駐車場を整備する計画ですが、駐車場に行くために使用する道路の幅員が狭いことから、申請地を取得し道路を拡幅しようとするものです。

本申請は倉敷市分の同内容の農地転用と同時申請であり、倉敷市農業委員会の審議で、地元協議が不十分であることなどから保留となっており、一体の事業であるため、岡山市分の本申請も保留していたものですが、今月の倉敷市農業委員会の審査では、地元協議が進んだことから許可となっていますので、岡山市分も許可が可能と考えます。

農地区分は、農地の広がりか10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は露天駐車場です。申請人は吉備津で理容業を営んでいます。国土交通省岡山国道事務所が管理している国道180号線の歩道の整備工事に伴い、店舗兼住宅を立ち退くことになり、申請地の隣地の既存宅地に店舗兼住宅を建築することとしましたが、来客用駐車場が不足していることから、申請地を国土交通省岡山国道事務所から所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりか10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も

問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 7番と8番の2件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、2件とも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 9番から12番までの4件は同一地域ですので併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅で、平成28年2月締めで農振除外申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。

9番、申請人は福成1丁目の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、玉野市の自分の勤務先に近く、浦安西町に住む親族とも協力して生活することができる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は下中野の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、浦安本町の妻の実家に近く子育ての協力を得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は並木町1丁目の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、玉野市の自分の勤務先への通勤に便利で、浦安本町に住む親族とも協力して生活することができる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は福島4丁目の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、浦安本町の自分の勤務先に近く、浦安本町の実家にも近く協力して生活することができる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は自己住宅です。平成28年2月締めで農振除外申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。

申請人は妹尾の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、兄所有の申請地を所有権移転し、

自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、備中箕島駅から300メートル以内にある3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は露天資材置場・露天駐車場で、3年間の一時転用です。申請人は平成27年10月に設立し、北区津島福居1丁目に主たる事務所を置き、鉄筋工事業を主な事業としていますが、岡山市内全域での事業の拡大に伴い資材が増加し、倉敷市にある資材置場が手狭となり、また搬送距離からも事業に支障が出ているため、資材の管理や搬出入に便利な申請地を賃貸借し、露天資材置場・露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は露天資材置場で、3年間の一時転用です。申請人は、平成4年に設立し、南区内尾に主たる事務所を置き、足場リース・土木工事業を主な事業としていますが、事業拡大に伴い資材が増加し、既存資材置場では手狭になり、作業をするのにも危険な状態となっているため、会社事務所と既存資材置場との利便性から隣接地である役員所有の申請地を使用賃貸借し、露天資材置場に一時転用して敷地拡張しようとするものです。

申請地は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと認められ、例外的に許可が可能と考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番と17番は同一地域ですので、同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

16番、申請人は郡の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、築港新町の妻の勤務先へ近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は豊成1丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、浦安本町の妻の実家に近くお互いの家族が助け合える申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、

一般基準上も問題ないと考えます。

18番、転用目的は小規模多機能型居宅介護事業施設・特別養護老人ホーム・老人短期入所事業施設です。申請人は昭和48年に設立し、北区御津紙工に主たる事務所を置き、社会福祉事業を主な事業としています。高齢化が進む中、申請地周辺地域からの入所希望者が多い状況であることから、地域との連携福祉サービスの強化を行い地域貢献するため、岡山市が公募した地域密着型特別養護老人ホーム等の創設整備事業者に選定されたことと、医療法人芳社会御南クリニックの協力が得られたことから当該施設を建築しようとするものです。

農地区分は、地域センターから500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番から24番は、同じ地域ですので同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

19番、申請人は北区寿町の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、妹尾の妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は北区今保の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、古新田の自分の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

21番、申請人は大福の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、古新田の妻の実家に近く、お互い協力しながら生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

22番、申請人は北区平田の借家に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、大福の自分の勤務先へ近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は北区平田の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、妹尾の妻の実家に近く、子育てに協力を得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人は富浜町の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、妹尾の妻の実家に近く子育てに協力を得られ、大福の妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、19番から23番が、福田地域センターからおおむね500メートル以内の2種農地、24番が同センターからおおむね300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、転用目的は流通業務施設の事務所・倉庫です。申請人は、昭和58年に設立し、大阪府茨木市に主たる事務所を置き、運送業を主な事業としていますが、岡山県での事業の拡大に伴い十分な車輛駐車場が確保でき、また交通の便に恵まれた申請地を所有権移転し、流通業務施設の事務所・倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番、転用目的は露天駐車場・露天資材置場です。申請人は、平成15年に設立し、中区江並に主たる事務所を置き、豆腐製造用原材料等販売業を主な事業としていますが、岡山市内での事業の拡大に伴い資材や車両の置場が不足し、場所を入れ替えながら作業しているため事業に支障が出ています。現事務所周辺で用地を探しましたが見つからず、そのため現事務所からの移動にも適した申請地を所有権移転し、露天駐車場・露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 9番から26番までの18件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)は、中・中央地区1番から南区26番まで

の26件ですが、全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（3）についてはそのように決定いたします。

なお、1番の中・中央地区の案件は、転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、11月28日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議 長 次に申請等（4）転用事業計画変更承認申請について、の審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 8ページ1番、当初転用者は本年7月7日に農地法第5条所有権移転で転用許可を受けましたが、金融機関融資の関係で資金計画に変更が生じたため、妻と妻の母との共同所有として自己住宅建築を事業計画変更するものです。

承継者は倉敷市中庄の借家に夫婦2人で居住していましたが、子供が生まれ、家財道具が増え住居が手狭になったため、中区赤坂本町の自分の勤務先に近く、妻の母と同居することで協力して子育てすることができる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 1番の1件について審議した結果、事務局説明のとおりであり、承認意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 では、申請等（4）は承認と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定、の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 今回の利用集積計画について説明します。

北・吉備地区は9ページ1番から12ページ32番までの32件、南区は

13 ページ 1 番から 7 番までの 7 件で、いずれも農地中間管理機構が貸し付け希望の農家から中間管理権を設定するための利用集積計画です。

第一農業委員会分を集計しますと、筆数は 123 筆、合計面積は 238,635 m²となっています。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議ではいずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等（5）の農用地利用集積計画は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

次に申請等（6）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 14 ページ中・中央地区 1 番から 16 ページ南区 12 番までの 12 件で、権利取得の事由、権利の種類及び内容をご覧のとおりです。4 番はあっせん希望がありますので、担当委員とともに対応してまいります。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（6）の 12 件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

原田副主査 報告（1）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届、事務局長専決は、17 ページ 1 番から 10 番までの 10 件で、転用目的は、露天駐車場等 4 件、共同住宅 4 件、敷地拡張 1 件、分譲住宅地等 1 件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（2）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届、事務局長専決は、18 ページ 1 番から 20 ページ 17 番までの 17 件で、転用目的は、分譲住宅地等 4 件、自己住宅 3 件、長屋建て住宅 3 件、露天駐車場等 3 件、宅地造成 1 件、建売住宅地 1 件、進入路 1 件、露天資材置場 1 件で、専決日は備考

欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知は、２１ページ１番から２２ページ１２番までの１２件です。解約理由は耕作目的で５件、転用目的で７件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届は、２３ページ１番から３番までの３件で、目的は農業用倉庫２件、農業用資材置場農・進入路１件です。

次に報告（５）農地改良届は、２４ページ１番から４番までの４件で、目的は、果樹園２件、普通野菜畑２件です。

議長 これらの報告について、ご意見ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きますして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （別紙資料により、農業委員会新体制への移行について等を説明した。）

事務局 以上の説明について、ご意見ご質問はありませんか。

吉本委員 推進委員と農業委員には定年はあるのか。

事務局 法律上はない。

吉本委員 私は議員を代表して意見を言うが、我々議員の中では、委員に定年制を用いるべきではないかと議論している。議員と同様に選ばれたものの中には、保護司、水利土木委員等があるが、定年制がある。その点についてどうなのか会長の意見を聴かせてほしい。

黒田会長 私も個人的には元々必要なのではないかと思っている。JAも経営管理委員の定年制が、７５歳だったか、ある。しかし農業委員については法に明記されていない以上、どうなのかなど。

これについては、今後連絡調整会議で審議してもらってはどうかと思っているが、事務局としてはどうか。

事務局 法的に設けることができるかどうか、国に確認したい。皆様のご意見を伺って、協議してはどうかと考えている。

黒田会長 前に（農業委員の推薦に関して）「自己診断も踏まえて考えてほしい」と言ったのはそういう（年齢の）こともあつてのこと。新体制になってから、その

時に決めたらどうかと思うが。どうでしょうか。

吉本委員 よくわかった。

須々木委員 定年制はあって然るべきと思う。

藤原（秀）委員 （委員の年齢の）上限は、ある程度定めるべきかと思っている。（定めるのは）市でできることなのではないかと思うが。また、（年齢の上限を定めても）元気な人は（上限年齢を超えても）できるのではないかとも思う。

黒田会長 推進委員の方は、若い人は誰が土地を持っているのか等がなかなかわからない。だから（制限はなくても）いいと思うが。

農業委員は、認定農業者は17人中の2分の1で、9人が必要。

柴田職務代理 個人的な意見だが、全体が若返るのは非常にいいこと。現地を歩くという、現場を中心に考えると、少しでも若返るのはいいこと。JAは連続で3期やったら変わる。長くやったらろくなことにならないというのがある。そういうことを考えたら、農業委員も概ね80歳くらいを限度と考えてはどうかと思う。

小橋委員 市の監査委員とかがある。横とのバランスもよく考えてほしい。この前の協議会で他の委員の状況はどうかと言ったら、市は「把握していない」と言われたが、よく勉強してそういうことも考えてほしい。上限はやはり必要と考える。内規とするのかどうかは別として、また来年7月からというのは別として。間に合わないと思う。よく議論して。それから、推進委員については農業委員会で決めればいいことだ。

池上委員 水利土木委員については、上限は75歳とあって、やむを得ない場合は特例がある。それに準じてはどうか。推進委員の方は、別に設けなくても良く動く人や適性のある人を選べばいい。

議長 では、②農地利用最適化推進委員の委嘱について ③農地利用最適化推進委員の推薦・公募については承認と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 では以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他連絡事項が事務局ありますか。

事務局 次回総会予定（12月8日（木）市役所7階大会議室）

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 17 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員